

産前産後期間に係る国民健康保険税の軽減について

令和6年1月1日から、産前産後期間の国民健康保険税のうち、所得割額と均等割額が免除になります。

対象となる方

令和5年11月1日以降に出産（予定）の国民健康保険被保険者の方で妊娠85日（4ヵ月）以上の出産が対象です。（死産、流産、早産、人工中絶の場合も対象となります。）

免除の対象となる保険税

出産予定月（または出産月）の前月から4カ月間の国民健康保険税のうち、所得割額と均等割額相当分が対象となります。

※ただし多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の3ヵ月前から6カ月間。

※令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の対象分のみ保険税が軽減となります。

施行日：令和6年1月1日

例 単胎妊娠の場合 ●の月の分が免除されます	出産予定日 (または出産日)	令和5年		令和6年				免除期間
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	
	令和5年11月〇日	出産	×	●	×	×	×	1か月
	令和5年12月〇日	×	出産	●	●	×	×	2か月
	令和6年1月〇日	×	×	出産●	●	●	×	3か月
	令和6年2月〇日	×	×	●	出産●	●	●	4か月

受付期間

出産予定日の6ヵ月前から届出ができます。
※令和6年1月4日から受付開始

届出に必要な書類

- ・届出書（国民健康保険課窓口またはホームページからダウンロードできます。）
 - ・親子健康手帳など（出産予定日が確認できるもの）
 - ・届出される方の本人確認書類
 - ・個人番号確認書類（マイナンバーカード等）
- ※別世帯の人が届け出する場合、納税義務者からの委任状が必要です。

高齢者

チャーガンじゅーだより



介護(予防)サービスについて

介護保険福祉用具購入

排泄や入浴に使われる貸与になじまない福祉用具を、福祉用具販売の指定を受けた事業者から購入した場合、年間10万円を上限にその購入費を支給します。

■支給要件

- ①うるま市に住所がある方
- ②要支援または要介護認定を受けた方

■介護保険で購入できる福祉用具の種目

- ①腰掛け便座
- ②入浴補助用具
- ③自動排泄処理装置の交換可能部品
- ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトつり具
- ⑥排泄予測支援機器

※購入を検討される場合は、ケアマネージャーか福祉用具販売の指定を受けた事業所、介護長寿課のいずれかにご相談をお願いいたします。

介護保険住宅改修

～こんなことで困っていませんか？～

要支援・要介護の認定を受けている方で、ご自宅の階段の昇り降りや、トイレの立ち座り、廊下の移動で転びそうになったことはありませんか。生活環境を整えるための住宅改修にかかった費用の一部を支給します。

■対象となる住宅改修の種類

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③引き戸等への扉の取替え
- ④和式便器から洋式便器への取替え
- ⑤滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ⑥その他、①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる工事

■対象となる方

- ①うるま市に住所がある方
- ②要支援または要介護の認定を受けた方

■支給限度額

20万円を上限とし、費用の7～9割を支給します（20万円の工事を行い、負担割合が1割となっている場合は、自己負担が2万円となり、18万円が住宅改修費として支給されます）。

※制度を利用するためには事前申請が必要です。詳しくはケアマネージャーか介護長寿課窓口へご相談ください。